

監 査 第 15 号
令和 8 年 5 月 15 日

請求人 竹本 昇 様

三重県監査委員 村 上 亘
三重県監査委員 長 田 隆 尚
三重県監査委員 石 垣 智 矢

住民監査請求について

令和 8 年 3 月 26 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求の趣旨

- (1) 令和 8 年 3 月 26 日付け「三重県職員措置請求書（住民監査請求書）」
三重県知事に対し、みえ県民 1 万人アンケート（以下「本件アンケート」という。）業務に係る委託費 7,937,600 円を支出してはならないと勧告することを求める。
- (2) 令和 8 年 5 月 7 日付け「請求の変更申立書」
(1)に追加して、三重県知事に対し、一見勝之に金 7,426,100 円を請求せよと勧告することを求める。

2 請求の理由

(1) 法令違反

県は、本件アンケートの調査対象について、表向きは「県内居住の 18 歳以上の方」と虚偽の公表を行っている。

実際には選挙人名簿から無作為抽出する方法で対象者を抽出してお

り、その結果、外国籍住民は本件アンケートの対象から排除されている。この点について、三重県が実施している「人権問題に関する三重県民意識調査」は、県内各市町の住民基本台帳から対象者を抽出して行っており、外国籍住民も掲載されている住民基本台帳に基づいて対象者を抽出することが技術的に不可能でないことが明らかとなっている。したがって、本件アンケートの対象者から外国籍住民を排除したことは、地方自治法第10条が定める「普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」を侵害している。

また、外国籍住民はアンケート対象から除外されたことで、三重県民として意識調査や県政運営に参画する権利利益を制限されたことは明らかであり、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(令和4年三重県条例第25号)(以下「差別解消条例」という。)の県及び知事の責務に反している。

(2) 裁量権の逸脱濫用その1 目的違反ないし動機違反

①外国籍職員の採用に関する問16は、本件アンケートに追加された経緯からすると、三重県政策企画部企画課(以下「企画課」という。)が県政運営のために必要だと考えていた調査内容には含まれておらず、有識者相談の対象にもなっていない、三重県知事の意向のみによって後出しで追加された設問であること、②問16の内容が「続けるべきでない」との回答を誘導するものであること、③問16を設定することについて、三重県人権施策審議会に諮問しなかったことから、三重県知事が公金で実施する本件アンケートを私的に利用したに等しく、裁量権の逸脱又は濫用があると認められる。

(3) 裁量権の逸脱濫用その2 考慮すべきことを不考慮

三重県の「多文化共生社会づくり指針(第2期)」には「多文化共生のメリットは国籍にかかわらず誰もが享受できるものであり、多文化共生社会は全ての県民と一緒につくるものであることから、本指針では全ての県民を対象者とします。」と明記されており、「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」には、「県(県職員)が取り組むべきこと」として、「人権の尊重が行政の根幹であることを認識し、行政を推進するとともに、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権課題の解消に向けて、国、市町や関係団体等と情報共有、連携し、人権施策を推進します。」と明記されている。

したがって、本件アンケートの対象者から外国籍住民を排除したこ

とは、三重県の「多文化共生社会づくり指針（第2期）」に反するだけでなく、考慮すべきことを考慮しなかったものであるから、裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となる。

(4) 裁量権の逸脱濫用その3 比例原則違反

問16の必要性について、知事は、①職員が守秘義務と「自国の情報活動に資するような情報提供を命じるような法律」との股裂き状態になることや、②東京都池袋パスポートセンターの個人情報漏えい事件を引き合いに出して情報流出・情報漏えいの可能性があることについて述べている。

しかし、①については、外国人の情報漏えいに対しては刑法や地方公務員法の守秘義務違反による刑事罰や懲戒処分によって対応可能であり、また、三重県民の個人情報が、知事が想定していると推測される、中国の「国家情報法」の「中国の安全及び利益に危害を及ぼす行為に関連する情報」に該当すると考えることは論理に飛躍がある。

また、②については、県はこれまで外国籍の職員を採用しているところ、それにより機密情報が流出した事例はない。

さらに、本件アンケートの問16は、共生社会に関する問いではなく、防災対策の問いに続くかたちで「公的な権限を持たない業務においても個人情報などの重要な情報を取り扱う県の業務において、公務員の守秘義務に抵触する事案が発生することが懸念されている」と触れている。これは、外国人であれば、外国へ機密情報を漏えいするのではないかという県民の不安をあおり、外国人に対する差別意識を助長する効果をもたらすものであり、手段として相当でない。

以上のことから、本件アンケートの問16は、必要性を欠くばかりか手段としての相当性も欠き、比例原則違反である。したがって、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる。

(5) 条約違反

本件アンケートの問16は、「県職員採用の国籍要件の見直し」の検討の目的で挿入されたものであるところ、かかる目的は「公務に平等に携わる権利」及び「労働、職業の自由な選択についての権利」を保障した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に違反する。

3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）を求める理由

本件請求に係る監査（以下「本件監査」という。）は、複雑な法的問題の検討を要するものであることから、地方自治法をはじめとする法的な専門知識を有する外部監査人が担当すべきである。

また、本件請求では三重県庁の長である知事の裁量権の逸脱濫用が問われていることから、監査の透明性や公平性を確保するためにも、三重県庁内の監査委員ではなく、外部の監査委員が監査することが求められる。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件監査の対象となる財務会計上の行為は、「本件アンケート業務に係る委託費の支出（以下「本件支出」という。）」と解した。

2 監査委員の除斥

本件監査において、伊賀恵監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 個別外部監査の実施について

請求人は、上記「第2 3」の理由から、地方自治法第252条の43第1項の規定による個別外部監査を行うよう求めている。

しかし、地方自治法上、監査委員は知事から独立して職務を行い、常に公正不偏の立場を保持して監査を行う義務があるのであって、本件請求について、請求人の主張する理由をもって、監査委員が独立した機関としての役割を果たせないと認めることはできない。

また、本件請求は、その財務会計上の違法性等についての判断を行うにあたり、特に監査委員の監査に代えて外部の専門家による判断を必要とする事案ではないと考える。

したがって、本件請求について、個別外部監査を行うことが相当と認める理由はなく、監査委員による監査を行うことが適当と判断した。

4 監査対象部局

三重県政策企画部

5 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等

(1) 実施した調査

令和8年4月14日に企画課の調査を実施した。

(2) 請求人の陳述の要旨

(令和8年5月7日陳述)

請求人及びその代理人から、上記「第2 監査の請求」の内容に加えて、下記の内容の陳述が行われた。

ア 本件において請求人は、三重県が本件アンケート業務を委託した業者に委託費を支払うことの差止めを求めていたが、令和8年5月7日に三重県が提出した「陳述書(2)」において、すでに委託費を支払ったという事実が判明したので、委託費相当額の損害賠償を請求する。

なお、「請求の変更申立書」の「2の2 請求の趣旨2項について」の「(1) 違法な公金支出」の「ア 公金支出」における「同前払金は、四日市市の公金から支出された」とした記載について、「同委託費は、三重県の公金から支出された」に訂正する。

イ 差別解消条例では、「不当な差別」について「人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定められており、今回一見勝之知事が国籍を理由として、県職員に採用しないことは、三重県の条例にいう不当な差別に当たる。

ウ 今回の外国籍者に対する民族差別と排外主義を煽るアンケート調査は、三重県知事による行政執行という社会構造の中で生じている。

エ 差別解消条例では、県民の責務として、「県民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする」と定められており、同条例の逐条解説では、「これは不当な差別などを行っている者に対して注意するなどの直接的な行動をとるだけでなく、不当な差別を受けている者に寄り添うことなども含むものであり、不当な差別などの解消に向け、無関心であったり、見て見ぬふりをしたりするものではなく、それぞれの立場における主体的な対応を求めるものです。」とされている。

オ 本件において、請求人は外部監査人による個別外部監査を求めていたが、先日、個別外部監査には付さない決定に関する連絡を受けた。これは監査委員において、本件の適法性、適正性を審査することが十分に可能であるという意思表示としてとらえている。どうか法に基づき、公正な判断をしていただきたい。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

(令和8年5月7日陳述、令和8年5月11日付け補充陳述書)

監査対象部局職員及びその代理人から、下記の内容の陳述が行われた。

ア 本件アンケート業務の委託費の差し止めを求める請求について、当該委託費は、令和8年3月9日付けの変更契約によって7,426,100円に変更されており、その後、令和8年4月28日に全額支払い済みである。したがって請求人が差し止めの対象とする公金支出が完了しているため、請求は不適法であり却下は免れない。

また、一見勝之に対し損害賠償金として金7,426,100円を請求することを求める請求について、本件アンケートは違法ではなく、その委託費を公金から支出することは違法ではない以上、三重県知事が違法な公金支出を阻止すべき指揮監督業務を怠ったものではなく、違法な支出を行わせたともいえない。したがって、三重県知事は損害賠償義務を負わず、請求を棄却するとの決定を求める。

イ 請求人は、調査対象について県内居住の18歳以上の方と公表しているにもかかわらず、選挙人名簿からの無作為抽出を行っており虚偽の公表を行っていると主張しているが、これはアンケート対象の抽出方法を概要として記載しているものであり、選挙人名簿からの無作為抽出を行っていること、または、外国籍住民が対象になっていないことを詳細に記載していないからといって虚偽には当たらない。これまで実施してきた毎年度のアンケート実施結果報告において、抽出方法として、各市町の選挙人名簿を使用した、等間隔無作為抽出法による旨を記載しており、抽出方法の詳細について適切に開示していることから、虚偽の公表ではないということが明らかである。

ウ 外国籍住民が対象外となったことは、全国でも一般的な抽出方法である選挙人名簿の性質に由来する結果であり、外国籍であることを理由とした排除ではないことや、政策は諸要素を総合考慮して決定されるものであってアンケートのみで決定されるわけではないことから、外国籍住民がアンケートの対象にならなかったことは、地方自治法第10条が定める役務の提供を等しく受ける権利の侵害には当たらない。

エ 本件アンケートにおいて外国籍住民が対象外となったことは、全国でも一般的な抽出方法である選挙人名簿の性質に由来する結果であり、外国籍であることを理由とした排除ではなく、特定の属性を理由に排除するものではないので、差別解消条例に規定する不当な差

別には当たらない。

オ 問 16 の内容について、県として多文化共生に取り組む姿勢や設問の趣旨をより丁寧に示すために、両論を公平に記述した補足資料を添付するなどしており、誘導的でないということは明らかである。

カ 三重県人権施策審議会の所掌事項は、相談や紛争解決体制における処理状況の検証や、その中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取り組みが含まれるとされているが、本件アンケートは、そういった諮問事項には当たらない。

キ 多文化共生社会づくり指針は、令和 6 年 3 月に三重県多文化共生推進計画へと改定されており、全国でも一般的な手法である選挙人名簿を使用したことをもって、本件アンケートがこの推進計画に反したとは認められず、考慮すべきことを考慮しなかったという違法も認められない。

ク 本件アンケートは、政策を検討するにあたり県民の意識を調査するものであり、アンケート調査を行う必要性は認められ、より丁寧に設問の趣旨を示すためにも、補足資料を入れており、外国人に対する差別を助長する効果をもたらすものでもないため、比例原則違反には当たらない。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

請求人から提出された事実証明書、監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 本件アンケートに関する業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）について

ア 企画課は、本件アンケートに関する委託業務の受託者を決定するための企画提案コンペを令和 7 年 8 月 7 日に実施し、その企画提案コンペに基づき落札者として決定した株式会社エム・アールビジネス（以下「本件受託者」という。）と令和 7 年 8 月 21 日付けで本件委託契約を締結した。

イ 本件委託契約について、大幅なスケジュール変更が生じ、作業工程や人員の見直し等の調整が必要となったことから、企画課と本件受託者は、委託業務内容の変更や契約金額の減額を行うための変更契約書を令和 8 年 3 月 9 日付けで締結した。この変更契約により、契約金額は、7,937,600 円（税込）から、7,426,100 円（税込）に減額

された。

ウ 令和 8 年 3 月 26 日付けで、本件受託者から企画課に対して本件委託契約に係る完了報告が行われた。

エ 令和 8 年 3 月 31 日付けで、企画課によって本件委託契約に係る完成認定が行われた。

オ 令和 8 年 4 月 14 日に、本件受託者に対する委託料の支出命令書の決裁が行われ、令和 8 年 4 月 28 日に支払いが行われた。

(2) 調査対象者の抽出方法について

ア 本件委託契約の業務仕様書において、調査対象者の抽出方法について「調査対象者は、業務受託者が令和 7 年 9 月現在の選挙人名簿に基づき抽出する」と定められており、本件受託者は上記の内容に従い、県内各市町の選挙人名簿に基づき調査対象者を抽出し、調査を実施した。

イ 本件委託契約の業務仕様書を作成する際には、住民基本台帳等の他のデータを使用して対象者を抽出することの検討は行われなかった。また、本件アンケートに、県職員採用における国籍要件に関する問い（問 16）が設定された際にも、住民基本台帳等の他のデータを使用して対象者を抽出することの検討は行われなかった。

ウ 県のホームページで調査対象者の抽出方法を確認できる平成 12 年度以降の 1 万人の県民を対象としたアンケート調査について、いずれの調査においても、選挙人名簿に基づいて調査対象者を抽出していた。

エ 令和 4 年度に県が実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」においては、調査対象者の抽出方法として、県内 29 市町の住民基本台帳から必要な標本数を無作為抽出する方法を用いた。

オ 本件アンケートの対象者について、本件アンケートの依頼状である「第 4 回みえ県民 1 万人アンケートご協力をお願い」において、「県内にお住まいの 18 歳以上の方から、1 万人の方を無作為に選ばせていただき、お送りしています。」と記載された。また、県のホームページ内の「第 4 回みえ県民 1 万人アンケートを実施します」と題したページにおいて、「調査対象 県内居住の 18 歳以上の方」、「標本数 10,000 人（無作為抽出）」と記載された。

(3) 職員採用における国籍要件に関する設問の設定について

ア 令和 7 年 8 月 22 日、企画課の担当者は本件受託者に、その時点の

調査票案のデータを送付した。その調査票案に、国籍要件に関する設問は含まれていなかった。

イ 令和7年8月28日、企画課は本件アンケートの設問に関する専門的な知見を得るための有識者相談を行った。その相談内容に、国籍要件に関する設問はあがっていなかった。

ウ 令和7年10月30日頃以降、知事と総務部人事課が職員採用における国籍要件等について協議をする中で、本件アンケートで県民の意見を聞いてみてはどうかということになり、本件アンケートに国籍要件に関する問いを追加することとなった。

エ 令和7年12月5日、企画課は本件受託者にメールを送信した。そのメールには、「知事が追加したいと考える一部の設問について所管するセクションと折り合いがつかず、今日時点で承認が保留されている状態です。」と記載されていた。

オ 令和7年12月5日、上記エのメールに対して本件受託者から企画課にメールが送信された。そのメールに添付されていた調査票案には、職員採用における国籍要件に関する設問は含まれていなかった。

カ 令和7年12月16日、企画課は本件受託者にメールを送信した。そのメールに添付された調査票案には、職員採用における国籍要件に関する問いとして、「現在、三重県は平成11年以降、職員採用における国籍要件を撤廃し、公的な権限を持たない業務であれば外国籍職員を雇用することを可能としており、これまで医師・看護師などの専門職を中心に外国籍職員を採用した実績があります。その後、世界の中で国によっては、国内外の自国民に対して、法律で自国の情報活動に協力する義務を課す国があらわれるなど、公的な権限を持たない業務においても個人情報などの重要な情報を取り扱う県の業務において、公務員の守秘義務に抵触する事案が発生することが懸念されています。一方で、現在、人材不足により公務員の人材確保が難しい状況が続いています。今後、三重県職員の採用において、引き続き、公的な権限を持たない業務であれば外国籍職員の採用を続けるべきだと思いますか。」という設問が含まれていた。

キ 令和7年12月22日、企画課において上記カの調査票案で入稿することについて決裁が行われた。

ク 令和8年1月21日、県は、三重県における多文化共生施策の推進や外国籍職員の採用に関する公務の特殊性について記載した「問16 三重県庁の職員採用についての補足資料」と題する文書を作成し、公開した。

(4) 法令・指針等について

ア 地方自治法第10条第1項は「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」と定めており、同条第2項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定めている。

イ 差別解消条例は、県の責務について、「県は、前二条に定める基本理念にのっとり、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。」(第5条第1項)、「県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。」(同条第2項)、「県は、県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止に努めるものとする。」(同条第3項)と定めている。

また、同条例は、県民の責務について、「県民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする」(第6条第3項)と定めており、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会が作成した同条例の逐条解説において、上記の「傍観することなく」とは、「不当な差別などを行っている者に対して注意するなどの直接的な行動をとることだけではなく、不当な差別などを受けている者に寄り添うことなども含むものであり、不当な差別などの解消に向けて、無関心であったり、見て見ぬふりをしたりするのではなく、それぞれの立場における主体的な対応を求めもの」であるとされている。

また、同条例は、知事その他の県の公務員の責務について、「三重県議会の議員、知事その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。」(第9条)と定めている。

ウ 差別解消条例は、三重県人権施策審議会について、「人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県人権施策審議会を置く。」(第25条第1項)と定めている。

エ 差別解消条例の逐条解説において、三重県人権施策審議会の役割

について、「審議会の役割としては、既存条例と同様に、人権施策基本方針その他人権施策についての調査審議のほか、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることを規定しています。なお、知事からの諮問に係る調査審議については、当然にその結果の知事への報告が行われることになると考えられます。『人権施策基本方針その他人権施策についての調査審議』には、相談や紛争解決体制における処理状況の検証やその中で明らかになった課題を解決するための調査研究など、人権施策の実施状況に関する評価・検証としての取組も含まれます。また、本条例の施行によって紛争解決体制が整備されることなどにより、差別事案の事例を踏まえた課題の人権施策への反映に向けた議論など、不当な差別等の解消に向けて審議会の調査審議の内容もより充実・深化されていくことが望まれます。」と記載されている。

オ 「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」は令和5年度末で終期を迎えており、令和6年度からは「三重県多文化共生推進計画」に改められた。同計画は、その対象者について「多文化共生のメリットは、国籍にかかわらず誰もが享受できるものであり、多文化共生社会は全ての県民と一緒につくるものであることから、本計画は全ての県民を対象とします。」と定めている。

カ 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」は、県（県職員）が取り組むべきこととして「人権の尊重が行政の根幹であることを認識し、行政を推進するとともに、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権課題の解消に向けて、国、市町や関係団体等と情報共有、連携し、人権施策を推進します。」と定めている。

キ 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」は、「政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参加し並びに公務に平等に携わる権利」や「労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一の労働についての同一報酬及び公正かつ良好な報酬についての権利」の享有にあたり、締約国はあらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束すると定めている。

2 判断

(1) 本件請求の却下に関する主張について

県は、令和8年5月7日に提出した陳述書(2)において、本件委託契約にかかる委託料を同年4月28日に支払ったことから、本件請求の差し止めの対象行為である公金の支出は完了しているので、本件請求は全部不適法であり却下すべきである旨主張している。

しかし、請求人は、当該委託料の支出を受け、令和8年5月7日に請求の変更申立書を提出し、知事に対し委託料相当額を請求することを求める旨、請求の趣旨の追加を行っており、却下は相当ではない。

(2) 本件請求について

本件請求において請求人は、本件アンケートの調査対象者から外国籍住民が除外されていること及び本件アンケートの間16の内容が違法であることを指摘して、知事に対して、本件支出の差し止めと、本件支出相当額の賠償を求めている。

この点、住民監査請求の監査の対象となる行為は財務会計上の行為であるところ、本件請求において請求人が違法であると主張する本件アンケートの方法、内容及びそれらの決定行為は、本件支出の財務会計上の直接の原因行為とは言えない。

他方、本件支出に先行する直接の原因行為は本件委託契約であり、本件支出は、本件委託契約の履行としてなされたものである。

契約の履行行為としての支出の差し止めについては、当該契約が私法上当然無効とは言えない場合には、県は契約の相手方に対して、当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負うのであるから、当該債務の履行として行われる行為自体はこれを違法と言うことはできないと考えられる。昭和62年5月19日最高裁判所判決、平成23年12月2日最高裁判所判決でも、同じ趣旨の判示がなされている。

そこで、請求人の主張する理由により、本件支出の直接の原因行為である本件委託契約が私法上当然無効と言えるか否かについて以下に検討する。

ア 選挙人名簿から調査対象者を抽出したこと

(ア) まず、請求人は、本件アンケートの調査対象は、表向きは「県内居住の18歳以上の方」と公表されているが、実際には選挙人名簿から無作為抽出する方法で対象者を抽出しており、虚偽の公表を行っている旨主張している。

確かに、本件アンケートの対象者が選挙人名簿から抽出され、外

国籍住民は対象者に含まれていないにもかかわらず、そのことについて公表されてはいない。しかし、調査対象に外国籍住民が含まれていると公表したのではなく、外国籍住民が含まれていないことを隠して公表したと考えるべき証左もないことから、本件アンケートの対象者について虚偽の公表を行ったとは認められない。

(4) また、請求人は、本件アンケートの対象者が選挙人名簿から抽出され、外国籍住民が調査対象から除外されていることについて、地方自治法第10条、差別解消条例に規定する県及び知事の責務、県の「三重県多文化共生社会づくり指針」や「三重県人権施策基本方針」に反し、違法であると主張している。

前記認定のとおり、地方自治法第10条第2項には、住民が地方公共団体から役務の提供を等しく受ける権利が定められている。また、差別解消条例や、「三重県多文化共生推進計画」（令和6年度から「三重県多文化共生社会づくり指針」から改定）及び「三重県人権施策基本方針」には、人権尊重や多文化共生の理念や県の責務等が規定されている。

しかし、本件アンケートは政策決定の参考として実施されたものであり、具体的な政策の実行や役務の提供ではなく、また政策は様々な要素を総合的に勘案して決定されるものであり、本件アンケートの結果のみで決定されるものでもない。

また、本件アンケートの調査対象者を選挙人名簿に基づいて抽出することについては、職員採用における国籍要件に関する設問が追加されるより前に本件業務委託の仕様書において定められていたことや、前記認定のとおり前回までの県民アンケートでも同様の方法により調査を実施していたことを勘案すれば、職員採用における国籍要件に関する県民の意見を聴取するにあたって、本件アンケートの対象者から意図的に外国人を排除したとは認められない。

加えて、本件アンケートにおいて、対象者を選挙人名簿から抽出する方法により一定の県民の意識を把握することは可能であり、この抽出方法により「県民の意識を把握し、県政の運営に活用する」という本件アンケートの目的を達成できなくなるとまでは解されない。

地方自治法第10条や差別解消条例等は、包括的な理念として抽象的に権利や責務を明らかにしたものであり、以上のことを総合的に勘案すれば、本件アンケートの調査対象者を選挙人名簿に基

づいて抽出したことが、本件委託契約を当然に無効とするほどの違法性を帯びているとまでは言えない。

イ 国籍要件に関する設問を設定したこと

- (ア) まず、請求人は、問 16 については知事の意向のみによって追加されたこと、その内容が「続けるべきでない」との回答を誘導するものであること、問 16 の設定について三重県人権施策審議会に諮問しなかったことを指摘して、知事が本件アンケートを私的に利用したに等しく、知事に裁量権の逸脱濫用が認められると主張している。

確かに、前記認定の問 16 の設定にかかる企画課と本件受託者とのメールのやり取りから、知事の意向を受けて問 16 が追加されたものと推察される。

しかし、知事が自身の意向のみにより関係部署等と協議することなく問 16 を追加したと認めるに足りる客観的な根拠はない。また、問 16 の内容は職員採用という知事の職務に属する事項であるため、仮に請求人が主張するとおり問 16 が知事の意向のみによって追加されたとしても、知事がアンケートを私的に利用したとは言えず、手続き上の不備があったとは解されない。

また、問 16 の内容が特定の回答を誘導しようとしたことを示す証左はない。

加えて、差別解消条例第 25 条第 1 項は、「人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県人権施策審議会を置く。」と規定するに止まり、同条例逐条解説を参照しても、具体的な事案について同審議会に諮問することを義務付けたものであるとは解されない。

以上のとおりであり、知事が本件アンケートを私的に利用し、知事に裁量権の逸脱濫用があるとする請求人の主張は認められない。

- (イ) 次に、請求人は、知事が問 16 の必要性について、職員が守秘義務と「自国の情報活動に資するような情報提供を命じるような法律」との股裂き状態になることや、東京都池袋パスポートセンターの個人情報漏えい事件を引き合いに出して情報流出の可能性があることについて言及したことに対して、職員による情報漏えいに対しては刑法等で対応可能であること、三重県民の個人情報、知事が想定していると推測される中国の「国家情報法」の「中国の安全及び利益に危害を及ぼす行為に関連する情報」に該当すると考

えることには論理に飛躍があること、これまでに外国籍の職員により機密情報が流出した事例はないことを述べ、問 16 は必要性を欠くと主張している。

また、請求人は、問 16 の設問位置が県民の不安をあおり、外国人への差別意識を助長することを指摘して、問 16 は手段としての相当性を欠くとも主張している。

しかし、そもそも問 16 は、国内法の守秘義務と、国外の法律により課された情報提供を行う義務が相反する場合を想定した設問であり、国内法の守秘義務違反による刑事罰や懲戒処分が存在することは当然の前提として、なお国内法と国外の法律が競合する状況の中で国籍要件を設けることの是非に関して、県民の意見を問うものであると解される。そのうえで、本件アンケートが、県民の意識を調査し県政運営に活用するという趣旨で実施されるものであることを踏まえると、請求人の主張する「職員による情報漏えいに対しては刑法等で対応可能である」、「三重県民の個人情報、知事が想定していると推測される中国の「国家情報法」の「中国の安全及び利益に危害を及ぼす行為に関連する情報」に該当すると考えることに論理的飛躍がある」と同様に考えるか否かといったことについては、アンケートの回答を行うにあたり、まさに県民が個々に判断することであり、上記請求人の主張する考え方とは異なる意見が存在する可能性も排除できないものと考えられる。よって、請求人の主張することをもって、ただちに問 16 の設問の必要性がないとまでは言えない。

また、これまで本県において外国籍の職員により機密情報が流出した事例はないとの指摘についても、問 16 は、知事の懸念に対する県民の意見を確認して国籍要件に関する検討の材料とする趣旨の設問であり、これまで事例が発生していないことをもって、問 16 の必要性がないとまでは言えない。

加えて、問 16 の設問位置が県民の不安をあおり、外国人に対する差別意識を助長する効果をもたらすとの指摘も、そういった効果をもたらすことを裏付ける客観的な根拠はなく、請求人の主観的な意見であると考えられることから、問 16 が手段としての相当性を欠くと評価することはできない。

以上のとおりであり、問 16 が必要性及び手段の相当性を欠くことから知事に裁量権の逸脱濫用があるとする請求人の主張は認められない。

(ウ) さらに、請求人は、問 16 に関して、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」が定める公務に平等に携わる権利や労働、職業の自由な選択等についての権利に反すると主張する。

しかし、問 16 は国籍要件の「見直し」ではなく「見直しの検討」を目的として県民の意識調査をするための設問であり、この設問によって直ちに具体的な権利等に影響を与えるものであるとは解されないことから、同条約に違反しているとまで解することはできない。

(エ) 上記(ア)から(ウ)のとおりであり、本件アンケートに職員採用における国籍要件に関する設問として問 16 を設定したことが、本件委託契約を当然に無効とするほどの違法性を帯びているとまでは言えない。

ウ 結語

よって、本件請求は、理由がないから、上記第 1 のとおり決定する。

第 5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された要因の一つは、外国籍住民が本件アンケートの調査対象から結果として除外されたことにある。

県におかれては、今後、県民を対象としたアンケートによる世論調査を行う際には、調査対象者の抽出方法に関して県民に明確に伝わるよう配慮し、県民への説明責任を果たすとともに、外国籍住民も対象とするなど、その調査の趣旨や目的に照らし、より一層、多様な県民の声を県政運営に活かすことができるよう取り組まれない。